

議案第 50 号

市道路線の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 2 項の規定に基づき、市道路線を次のとおり変更しようとする。

平成 30 年 2 月 27 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

整理 番号	旧 新 別	路線名	起 終 点 点	重要な 経過地
一級 8	旧	羽根川上線	起点 伊賀市羽根字下向 1006-1 番地先 終点 伊賀市川上字上川原 925 番地先	
	新	羽根川上線	起点 伊賀市羽根字下向 1006-1 番地先 終点 伊賀市川上字上川原 1025 番 1 地先	
一級 1010	旧	服部高畑寺田 線	起点 伊賀市服部字尾崎 1825 番 2 地先 終点 伊賀市寺田字西川原 397 番地先	
	新	服部高畑寺田 線	起点 伊賀市服部字尾崎 1825 番 2 地先 終点 伊賀市寺田字西川原 413 番 1 地先	
一級 2201	旧	川上種生線	起点 伊賀市川上字上川原 794 番地先 終点 伊賀市種生字川合 873 番 1 地先	
	新	川上種生線	起点 伊賀市川上字北野 661 番地先 終点 伊賀市種生字川合 873 番 1 地先	
二級 1346	旧	車坂寺田橋線	起点 伊賀市上野車坂町 756 番地先 終点 伊賀市荒木字川原 345 番 1 地先	

	新	車坂寺田橋線	起点 伊賀市上野車坂町 756 番地先 終点 伊賀市荒木字川原 343 番 1 地先	
二級 2301	旧	川上比土線	起点 伊賀市川上字上川原 1002 番地先 終点 伊賀市羽根字下向 1006- 1 番地先	
	新	川上比土線	起点 伊賀市川上字上川原 1042 番 1 地先 終点 伊賀市羽根字下向 1006- 1 番地先	
二級 2302	旧	種生川上線	起点 伊賀市種生字川合 852 番地先 終点 伊賀市川上字中縄手 1228 番地先	
	新	種生川上線	起点 伊賀市種生字川合 852 番地先 終点 伊賀市川上字北野 605 番地先	
その他 4023	旧	東川原線	起点 伊賀市寺田字東川原 522 番地先 終点 伊賀市寺田字東川原 438 番 1 地先	
	新	東川原線	起点 伊賀市寺田字東川原 522 番地先 終点 伊賀市寺田字西川原 426 番 5 地先	
その他 9316	旧	川原線	起点 伊賀市西高倉字川原 6813 番地先 終点 伊賀市西高倉字川原 4245 番地先	
	新	川原線	起点 伊賀市西高倉字川原 6813 番地先 終点 伊賀市西高倉字川原 4231 番 2 地先	